

e-ASIA Joint Research Program (the e-ASIA JRP)
Research Cooperation in the field of “Infectious Diseases”
3rd Pilot Joint Call for Proposals to be submitted by 15 March 2014

I. General Description

I-1. New Scheme for Joint Funding of Multilateral Research Cooperation

The following current Member organizations of the e-ASIA Joint Research Program (hereinafter referred to as the “e-ASIA JRP”), hereinafter singularly referred to as a “Party” and plurally as “Parties”, have agreed to establish a new scheme for joint funding of multilateral cooperative activities. After consultations among the Parties, **“Infectious Diseases”** has been selected as the field of research in the e-ASIA JRP.

Participating Member organizations (listed in alphabetical order):

- 1) Cambodia: Ministry of Health (MOH)
- 2) Indonesia: State Ministry of Research and Technology (RISTEK)
- 3) Japan: Japan Science and Technology Agency (JST)
- 4) Lao P.D.R.: Ministry of Health (MOH)
- 5) Myanmar: Ministry of Science and Technology (MOST)
- 6) New Zealand: Health Research Council (HRC)
- 7) The Philippines: Department of Science and Technology (DOST)
- 8) Thailand: National Science and Technology Development Agency (NSTDA)
- 9) USA: National Institute of Allergy and Infectious Diseases (NIAID)
- 10) USA: National Cancer Institute (NCI)

I-2. Aim of Joint Call and Research Field

By strengthening multilateral collaboration among Member countries' researchers in the field of Infectious Diseases, the aim of the Joint Call is to pursue state-of-the-art technologies and solutions to issues common across the region, towards realization of an innovative and robust economy and society in Asia.

I-3. Invitation of Proposals and Prospective Applicants

The Parties shall invite researchers from their countries to identify potential partners in at least two other e-ASIA JRP Member countries **which participate in this Call** and to jointly prepare pre-proposals for cooperative research projects in the field of Infectious Diseases.

After pre-proposal screening, if the participating Member organizations which receive the pre-proposals agree that they could consider funding their portion of an application, the applicants will be invited to submit a full-proposal.

All applicants must fulfil their respective national eligibility rules for research grant application. Researchers from industry may participate in the joint collaboration in accordance with national eligibility rules.

Researchers may participate in joint research projects by utilizing funding or "in-kind" support they may have available, meaning that the Member organization of the researcher's country does not necessarily have to find additional funds to allow scientists to participate in a collaborative project.

Vietnamese researchers can participate in research projects only on an "in-kind" basis, as there will be no new or additional support available from the Vietnamese MOST.

Conditions regarding the number of countries which can participate on an "in-kind" basis in one research project will vary by country.

However, for project proposals which Japanese applicants intend to be funded by JST, it is required that at least half of the countries participating in a project fund (either supplementarily or newly) their own researchers in that proposal (no more than half of the countries participating can do so on an "in-kind" basis in a research project).

I-4. Financial Support

The Parties plan to support cooperative activities including sending and inviting researchers to the counterpart countries. In principle, each Party will support expenses for its own country's researchers.

II. Support

Conditions of support will vary by country.

II-1. JST

II-1.1. Budget for Cooperative Research Projects

The budget for a project may differ each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese researcher over a full 3-year period (i.e. 36 months) should be approximately 24 million Japanese Yen (as direct expenses). For the Japanese Team, the maximum amount including overheads of up to 30% of direct expenses, will be 31.2 million Japanese Yen. According to the budgetary limitations for this program, the amounts will be adjusted each year.

II-1.2. Cooperative Research Period

The duration of a cooperative research project will be three years (36 months) in total from the start date.

II-1.3. Details of Support

This program is designed to support additional expenses related to cooperation by a Japanese researcher with their counterparts, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposia. A precondition for applying to this Joint Call is that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

II-1.4. Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of collaborative activities but may also cover some of the local research costs that are necessary for the collaboration.

(1) Travel expenses

In principle, travel expenses should be based on the rules of the institution to

which the Principal Investigator (hereinafter referred to as the PI) belongs.

(2) Expenses for holding symposia, seminars and meetings

(3) Expenses for facilities, equipment and consumables

(4) Expenses for personnel

Stipend or salary for a PhD student, or salary for a post-doctoral fellow.

(5) Others

Expenses for creating software, renting or leasing equipment, transporting equipment, etc.

(6) Overhead expenses

Overhead expenses should be, in principle, no more than 30% of direct costs comprised of (1) to (5) above.

(7) Expenses not covered/funded in the program

No expenses stated below will be covered under this program:

1) Expenses related to acquiring real estate or constructing buildings or other facilities

2) Expenses related to procurement of major equipment

3) Expenses related to dealing with accidents or disasters which occur during cooperative research periods

4) Other expenses unrelated to implementation of this cooperative research project

II-1.5. Contract between Applicant and JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered into between JST and a university, research institute, or similar organisation (hereinafter referred to as the “institution”).

The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period.

Since the contract is agreed on condition that all administrative procedures related to this project will be handled within the institution, the PI should consult with the department in charge at his/her institution.

As for the contract between the Japanese institution and JST, it stipulates that Article 19 of the Industrial Technology Enhancement ACT (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and Article 25 of the ACT on Protection of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) will be applied to all intellectual property rights belonging to the Japanese institution generated as a result of this project, and that these can be the properties of the institution with

which the PI is affiliated.

II-2. Contract among Researchers

A contract for cooperative research shall be entered into among institutions with which collaborating researchers are affiliated for implementing actual research collaboration. The contract for cooperative research shall include conclusions of discussions among Parties which are entitled to intellectual property arising as a result of research collaboration, and Institutions concerned, on issues regarding treatment of research information brought by researchers involved for the implementation of research collaboration, of research achievements as a result of research collaboration and of intellectual properties among the concerned parties.

The agreement so concluded shall be reported to the Parties.

III. Application

In principle, pre-proposals shall first be submitted by e-mail to the e-ASIA JRP Secretariat. However, pre-proposals submitted through each Party will also be considered. Applications shall be written in English.

For the Japanese applicants, project titles and a summary of the project shall also be submitted in Japanese through the Cross-Ministerial R&D Management System, “e-Rad.” (<http://www.e-rad.go.jp/>).

The pre-proposal shall include:

- a) Abstract;
- b) The research team members (including research leaders);
- c) Their roles; and
- d) Approximate amount of budget per country.

The full-proposal shall include:

- e) Project description including how collaboration will be carried out, with clear statements of what roles each country’s researchers will play respectively in the project;
- f) Description of the expected outcomes of the proposed project,

- scientifically as well as in terms of relevance for industry and society;
- g) Description of the ongoing activities and specific advantages of each group respectively, which form the basis for the proposed joint project;
 - h) Description of the expected value added from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each group complement each other;
 - i) Description of how the project is expected to help strengthen multilateral research collaboration over the longer term;
 - j) Description of the expected value added from the multidisciplinary approach in the proposed joint project; and
 - k) Description of how the proposed joint project interacts with or impacts on other comparable activities worldwide.

III -1. Application Forms

Pre-proposal forms shall be prepared in English. For Japanese researchers applying to JST, project titles and a summary of the project shall also be submitted in Japanese.

**The pre-proposal application forms (Microsoft Word version) are available at http://www.jst.go.jp/sicp/easia_jrp/youshiki1_easia_jrp_3rd.doc*

Japanese researchers who pass pre-proposal screening should prepare the following application (full-proposal) forms in English (“E”) and partially in Japanese when indicated as “J”.

- Form 1J/E Application outline (title of cooperative research project, names of PIs, cooperative research period)
- Form 2J/E Summary of the Project
- Form 3E Information on the PIs (their CVs*)
- Form 4E List of individuals committed to the cooperative research project in each country
- Form 5E Description of the cooperative research project including the points stated above *-maximum of 6 pages-* (including funds provided from other sources that support the existing on-going activities)
- Form 6E Research Networking Plan

- Form 7 E Papers and other publications by the Japanese-side PI in the past 5 years
- Form 8 E Papers and other publications by the (2nd country-side) PI in the past 5 years
- Form 9 E Papers and other publications by the (3rd country-side) PI in the past 5 years
- Form 10E Budget plan for the project

** The description shall include a short Curriculum Vitae (CV) from each PI, which includes basic information on education, past and present positions and membership of relevant organizations/associations. Each description should not be more than 1 page of A4.*

**The full-proposal application forms (Microsoft Word version) are available at http://www.jst.go.jp/sicp/easia_jrp/youshiki2_easia_jrp_3rd.doc*

III-2. Preparation of Application Forms

Applicants should fill in the particulars in all the application forms listed in III-1 above.

III-3. Submission of Application Forms by Applicants

Applicants should submit pre-proposals to the e-ASIA JRP Secretariat at the following e-mail address by 17:00 (Japanese Standard Time) on **15th MARCH 2014**.



Eriko Kishida (Ms.)
e-ASIA JRP Secretariat
/ Japan Science and Technology Agency Singapore Office
E-mail: e2kishid@jst.go.jp / ekishida@jstsg.org

Japanese applicants should also send their application forms to JST by 17:00

(Japanese Standard Time) on **15th MARCH 2014**, through the online application system, “e-Rad” (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>).

III-4. Receipt of Application Forms by the e-ASIA JRP Secretariat

Following the submission of applications, the e-ASIA JRP Secretariat will send a confirmation email to each applicant who has submitted an application form to confirm receipt of his/her proposal. In case an applicant does not receive a confirmation e-mail from the e-ASIA JRP Secretariat within 1 week, they should contact the e-ASIA JRP Secretariat at the address above.

Application forms sent by any method other than e-mail, such as post, fax or telex will be rejected. The e-ASIA JRP Secretariat does not assume any responsibility for delay or error in e-mail delivery.

Japanese applicants are required to complete both e-mail submission to the e-ASIA Secretariat and e-Rad submission to JST. Applications which do not include both a submission to the e-ASIA JRP Secretariat by e-mail and to JST through “e-Rad” (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) will be considered ineligible.

IV. Evaluation of Project Proposals

IV-1. Evaluation Procedure

A Review Panel specializing in the field of Infectious Diseases, consisting of one expert from each country represented will evaluate all pre- and full-proposals. Based on the results of the evaluation, a decision will be made at the Board Meeting of the e-ASIA JRP regarding which proposals to select for funding.

IV-2. Evaluation Criteria

The following general evaluation criteria will apply to each application:

1) Conformity with Program Aims and Designated Research Fields

The proposed activity shall conform to the aims of the program and the research fields that the program designates. In addition, the applicants shall already have a good research foundation for their proposed activity.

2) Capability of Research Leaders

The research leaders in both countries shall have the insight or experience (or potential in case of younger researchers) necessary for pursuing the activity and the ability to manage the cooperation and reach the project goals during this program's period of support.

3) Effectiveness and synergy of the joint research project

The proposed research activity shall be eminent, creative and at an internationally high level in an attempt to produce a significant impact on the development of future science and technology or to solve global and regional common issues or to create innovative technological seeds that can contribute to the creation of new industries in the future.

Moreover, proposed research activities that are expected to create synergy from collaborative research with counterpart institutions are preferred. Such synergy could be attained through, for example, the acquisition and/or application of knowledge, skill and/or know-how of the counterpart researcher.

4) Validity of the research plan

The division of research activities among the counterpart research institutes and the plan for research expenses shall be adequate to realize the proposed research activity.

5) Effectiveness and continuity of exchange

Activities characterized by the following examples shall be involved to enhance the sustainability of research exchange and networks.

- Nurturing of researchers through human resource exchange
- Sustainable development of research exchange with the counterpart country initiated by this activity.
- Enhancing research networks among counterpart countries including researchers other than the research leaders and members of this activity.
- Improving the presence of science and technology in Japan and the counterpart countries.

6) Validity of the exchange plan

The plan for exchange activities with the counterpart research institutes and their expenses shall be adequate to realize the proposed research activity.

IV-3. Announcement of Decision

Applicants will be notified of the final decision by August 2014 regarding which projects will be funded.

V. Responsibilities of PIs After Proposals are Approved

After the proposal has been approved, PIs and their affiliated institutions will observe the following when carrying out the cooperative research and utilising funding.

V-1. Annual Progress Report

V-1.1 Annual Progress Report to the Scientific Advisory Council

At the end of each fiscal year, the leading PI shall promptly develop and submit an integrated progress report to the Scientific Advisory Council on the status of joint research.

V-1.2 Annual Progress Report to JST

At the end of each fiscal year, the Japanese PI shall promptly submit a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the PI is affiliated shall promptly submit a financial report on research expenses.

V-2. Final Report

V-2.1 Final Report to the Scientific Advisory Council

After completion of the period of joint research, the lead PI shall develop and submit within one month an integrated final report to the Scientific Advisory Council on the results of the joint research.

V-2.2 Final Report to JST

After completion of the period of joint research, the Japanese PI shall submit within one month a final report on the results of the joint research. The final report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by all members of the Japanese research group. If papers describing results of the research exchange are presented to academic journals, societies etc., which is expected by the Parties, copies of such papers should be attached to the final report.

The institution with which the PI is affiliated shall submit a financial report on research expenses within the same time frame.

VI. Contact information

Japanese applicants should contact the following for further information:



Shoko Hirakawa (Ms.), Emi Kaneko (Ms.)
Department of International Affairs
Japan Science and Technology Agency
Tel: +81(0)3-5214-7375 Fax: +81(0)3-5214-7379
E-mail: easiajrp@jst.go.jp

Applicants should contact the following for information on each Party's national eligibility rules or support conditions:

1) Cambodia: Ministry of Health (MOH)



Sreng Bun
Chief of Bureau, Communicable Disease Control & Prevention

Department of Communicable Disease Control
Ministry of Health, Cambodia
Tel: (+855)12-852824
E-mail: bun_sreng72@yahoo.com, bunsreng88@gmail.com

2) Indonesia: State Ministry of Research and Technology (RISTEK)



Ms. Tiomega Gulton
Deputy Director for Int'l S&T Network
State Ministry of Research and Technology
Tel: +62 8129383743 E-mail: mega@ristek.go.id

3) Lao P.D.R.: Ministry of Health (MOH)



Dr. Bouakham Vannachone
M&E officer
PR office
Ministry of Health, Lao P.D.R.
E-mail: bouakham@theglobalfundlao.org

4) Myanmar: Ministry of Science and Technology (MOST)



Win Khaing Moe
Acting Director General
Myanmar Scientific and Technological Research Department
Ministry of Science and Technology, Myanmar
Tel: +95-1-663024 / +95-1-664930 / +95-9-5005941 Fax: +95-1-668033

E-mail: winkmoe@gmail.com

Dr. Aye Mon Win

E-mail: frd17309@gmail.com

Department in charge

E-mail: aseanmost@gmail.com

5) New Zealand: Health Research Council (HRC)



Sharon McCook

Group Manager, Research Partnerships

Health Research Council of New Zealand

DDI: 64 9 303 5224 Fax: 64 9 377 9988

E-mail: smccook@hrc.govt.nz

www.hrc.govt.nz

6) The Philippines: Department of Science and Technology (DOST)



Ms. Elenita M. Leus

International Science Relations Officer IV

International Technology Cooperation Unit

Department of Science and Technology

Tel: +632-837-2071 E-mail: ellen@dost.gov.ph

7) Thailand: National Science and Technology Development Agency (NSTDA)



Ms. Sininard Wangdee

International Relations Officer

International Cooperation

National Science and Technology Development Agency

E-mail: sininard.wangdee@nstda.or.th

8) USA: National Institute of Allergy and Infectious Diseases (NIAID)



Mr. F. Gray Handley

Associate Director for International Research Affairs

National Institute of Allergy and Infectious Diseases

E-mail: handleygr@niaid.nih.gov

9) USA: National Cancer Institute (NCI)



Dr. Julie Schneider

Program Director, Center for Global Health, Office of the Director

National Cancer Institute

E-mail: schneidj@mail.nih.gov

Applicants should contact the following for general inquiries:



Eriko Kishida (Ms.)

e-ASIA JRP Secretariat / Japan Science and Technology Agency Singapore
Office

Tel.: +65-9851-7304 / +65-6478-9707 Fax: +65-6478-9708

E-mail: e2kishid@jst.go.jp / ekishida@jstsg.org

参考（和訳：正本は英文）

国際科学技術共同研究推進事業
e-ASIA 共同研究プログラム
「感染症」分野 共同研究
第3回パイロット公募（2014年3月15日午後5時締切）

I. 概要

I-1. 多国間研究交流のための新たな枠組

科学技術振興機構（以下、JST とする）は、e-ASIA 共同研究プログラム（e-ASIA JRP）参加機関との間で多国間共同研究の共同支援のための新たな枠組みを構築しました。この度、e-ASIA JRP 参加機関のうち以下の国の機関を公募実施機関として、新たに構築された枠組みに基づくパイロット公募を実施いたします。本公募の協力分野は「感染症」分野です。

本公募に参加する国・機関名（アルファベット順）

- 1) カンボジア： 保健省（MOH）
- 2) インドネシア： 科学技術省（RISTEK）
- 3) 日本： 独立行政法人科学技術振興機構（JST）
- 4) ラオス： 保健省（MOH）
- 5) ミャンマー： 科学技術省（MOST）
- 6) ニュージーランド： 保健研究会議（HRC）
- 7) フィリピン： 科学技術省（DOST）
- 8) タイ： 国家科学技術開発庁（NSTDA）
- 9) 米国： 国立アレルギー感染症研究所（NIAID）
- 10) 米国： 国立がん研究所（NCI）

I-2. 本公募の目的と研究分野

本公募の目的は、「感染症」分野での多国間研究交流を強化することにより、この領域における最先端技術の開発及び地域共通課題の解決を目指し、アジア地域における革新的で着実な経済・社会の発展につなげることです。

I-3. 公募及び応募資格

応募する研究者は、「感染症」分野における共同研究プロジェクトのプレ提案書を提出していただきます。共同研究プロジェクトは、公募に参加する e-ASIA JRP 参加国

のうち任意の 3 カ国以上の研究者によって「感染症」分野の研究プロジェクトチームを組織し、プレ提案書を準備してください。

プレ提案書の審査を通過し、提案された共同研究プロジェクトに関係する公募実施機関において当該プロジェクトに対し予算措置される可能性がある場合、応募者には詳細提案書を作成していただきます。

すべての応募者は、研究費を得るための各国の適格条件を満たす必要があります。産業界からの研究者も、各国の応募条件に従って研究交流に参加することができます。日本側では産業界からの研究者も公募に応募できます。

応募者は、共同研究プロジェクトにインカインド参加、すなわち自己資金を活用するかまたは現物出資による貢献により参加することも可能です。インカインド参加の場合、インカインド参加国の研究者は、その研究者の国の e-ASIA JRP 参加機関から共同研究プロジェクトへ参加するためのプロジェクト予算の配分はありません。

なお、ベトナムについては今回の公募での予算措置を伴う参加は行わないため、ベトナムの研究者については、インカインド参加によるプロジェクト参加のみとなります。

プロジェクトに参加する国数あたりのインカインド参加国数についての条件は、国によって異なります。日本が支援を行うプロジェクトについては、そのプロジェクトに参加する国数の半分以上が公募実施機関による研究費支援を得る提案である必要があります。

I-4. 支援内容

公募実施機関が、研究者の派遣・招聘を含む共同研究に係る経費について、支援を行います。原則としてそれぞれの公募実施機関が当該国の研究者を支援します。日本の研究者については、JST が支援を行います。

II. 支援

支援の条件や内容は、国ごと（公募実施機関ごと）に異なります。詳しくは各国の公募実施機関に直接お問い合わせください。

II-1. JST

II-1.1. 課題の予算規模

予算は活動内容によって異なりますが、3年間（36ヶ月）で総額2,400万円（直接経費のみ）まで申請可能です（毎年一定でないご提案も可能です）。間接経費は直接経費の30%を原則として計上することが可能です。間接経費を含む3年間(36ヶ月)の支援上限額は、3,120万円です。本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただきます。

II-1.2. 期間

研究交流開始から正味3年間（36ヶ月）を基本としてご提案ください。

II-1.3. 具体的な支援の内容

支援は、研究基盤が既に整備されていることを前提に、相手国との研究交流にかかわる追加的な経費を対象としています。

II-1.4. 支出費目

今回の公募により支援される研究費は、応募者の研究交流を促すために用いられます。従って、研究費は主に研究交流に用いられることとなっていますが、研究交流に必要な限度において、各国における研究費も一部含まれます。

(1) 旅費

旅費等は、原則として研究代表者の所属する大学等の規定を準用してください。

(2) シンポジウム・セミナー開催費

(3) 物品費

(4) 人件費、謝金

博士課程在籍者への謝金又は給与、ポスドクへの給与

(5) その他

ソフトウェア作成費、設備の賃貸料（リース又はレンタル料等）、機材運搬費等、上記の費目に該当しない経費です。

(6) 間接経費

間接経費は、本事業に係わる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提として、上記(1)～(5)の直接経費総額の30%を原則として計上することが出来ます。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

(7) 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

- 1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用
- 2) 主要機器の調達費用
- 3) 研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用
- 4) その他当該研究交流の実施に関連のない費用

II-1.5. 応募者とJSTとの契約

支援の実施にあたり、JSTは大学・公的研究機関・その他（以下「研究機関」といいます）と委託研究契約を締結することを原則としています。

委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結します。

契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを研究機関で実施していただくことを前提にしていますので、研究機関の担当部署とよくご相談ください。本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第19条（日本版バイドール条項）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、原則として研究代表者の所属する研究機関に帰属させることが可能です。

II-2.研究者間の契約

具体的な研究交流を実施する際には共同研究契約等を日本および共同研究プロジェクトに参加する相手国の研究機関間で締結していただきます。この共同研究契約等には研究に参加する研究者が持ち寄った情報、共同研究の成果、及び知的財産の取り扱いについて、研究機関間及び必要であればJST、あるいは相手国公募実施機関も含めた当事者間で話し合った結論を盛り込む必要があります。

共同研究契約が締結された場合にはJSTおよび共同研究プロジェクトに参加する相手国の研究者の国の公募実施機関に報告する必要があります。

III. 申請様式

応募者は、まず最初に、共同研究プロジェクトの概要を記載したプレ提案書を作成し、e-ASIA JRP事務局へ提出してください。

（各国の公募実施機関に提出されたプレ提案書についても応募を受け付ける予定ですが、原則的にはe-ASIA JRP事務局へご提出ください）。

日本の応募者は、上記に加え、府省共通研究開発管理システム“e-Rad”（<http://www.e-rad.go.jp/>）で、研究課題名等と申請の要旨を日本語で提出していただきます。

プレ提案書の様式には以下のような内容を記載してください。

- a) 研究計画の要旨
- b) 研究チームのメンバー（研究代表者を含む）
- c) 研究チームメンバーごとの役割
- d) 各国ごとの経費計画（概算）

プレ提案書の審査を通過した日本側研究者は、詳細提案書を作成していただきます。詳細提案書の様式には以下のような内容を記載してください。

- e) 日本側および相手国の研究者が、研究交流の中で何を行うのかを明確に示しつつ、どのような協力が行われるかについての記載を含んだ、研究に関する記述
- f) 科学的観点のみならず、産業・社会的観点から期待される成果に関する記述
- g) 提案課題の根幹をなす現在進行中の研究活動および各国研究グループそれぞれの強みに関する記述
- h) 能力、技術力、資源の相互補完の方法も含めた、提案課題から期待される付加価値に関する記述。
- i) この提案課題が長期的な観点からプロジェクト参加国間の研究交流を強化する上でいかに役立つかについての記述
- j) 提案課題により期待される付加的な価値に関する記述
- k) 他の類似活動と比して、提案する研究交流課題が優れている理由に関する記述

III -1.申請書類の様式

プレ提案書は英語で記載してください。日本側研究者は、プレ提案書に加え、府省共通研究開発管理システム“e-Rad” (<http://www.e-rad.go.jp/>)で、研究課題名等と申請の要旨を日本語で提出していただきます。プレ提案書の様式は、http://www.jst.go.jp/sicp/easia_jrp/youshiki1_easia_jrp_3rd.doc でご確認ください。

プレ提案書の審査を通過した日本側研究者は、以下のすべての様式を用いて詳細提案書を作成していただきます。詳細提案書は、英語（E）および／または日本語（J）で作成してください。

Form 1J/E	申請概要(研究課題名、研究代表者、研究期間)
Form 2J/E	申請の要旨
Form 3 E	研究代表者情報（経歴（※））
Form 4 E	日本及び提案課題のプロジェクト参加国の研究者一覧
Form 5 E	研究交流の概要－6 ページ以内－（他資金からの既存の協力活動への支援状況を含む）
Form 6 E	人的交流計画
Form 7 E	日本側研究代表者の最近 5 年間の論文他
Form 8 E	2 カ国目側の研究代表者の最近 5 年間の論文他
Form 9 E	3 カ国目側の研究代表者の最近 5 年間の論文他
Form 10 E	年（度）毎の経費計画

(※) それぞれの国の研究代表者の経歴を記述してください。その中には、学歴、職歴（所属機関と役職）、所属学会を含めてください。なお、各国それぞれ A 4 サイズの 1 ページ以内でお願いします。

(※) 詳細提案書の様式は、

http://www.jst.go.jp/sicp/easia_jrp/youshiki2_easia_jrp_3rd.docでご確認ください。
III-2. 書式への記入

上記 III-1 の書式すべてについて必要事項を記入してください。

III-3. 応募書類の提出

応募者は作成したプレ提案書を**2014年3月15日17：00**(日本標準時)までにメールで e-ASIA JRP事務局へ提出してください。



岸田 絵里子 (キシダ エリコ)

e-ASIA JRP 事務局 / 独立行政法人科学技術振興機構シンガポール事務所

e2kishid@jst.go.jp / ekishida@jstsg.org

日本側研究代表者は、e-ASIA JRP事務局へのプレ提案書の提出に加えて、府省共通研究開発管理システム (<http://www.erad.go.jp/index.html>) を通じて、**2014年3月15日17:00** (日本標準時) までに応募をしてください。

III-4. 応募書類の受付

e-ASIA JRP事務局にプレ提案書が提出されたら、送信者宛てにe-ASIA JRP事務局より 1 週間以内にメールで受け取り確認の連絡を行います。このメールが届かない場合は速やかにe-ASIA JRP事務局へ連絡してください。

郵送、Faxなど、e-mail以外の方法で送付された応募書類については受け付けられませんのでご注意ください。e-ASIA JRP事務局はメールの配信の遅れや不達による一切の責任を負いません。

日本側研究者はe-ASIA JRP事務局への申請書の送付とe-Radを介した申請書の登録の両方を行う必要があります。両者の申請内容に不一致がある場合、申請が受理されない場合があります。

IV. 提案書の評価

IV-1. 評価手順

各国 1 名の専門家から構成される感染症分野の評価パネルが全てのプレ提案書およ

び詳細提案書を審査します。

評価結果に基づき、e-ASIA JRP の理事会が採択課題を決定します。

IV-2. 評価基準

以下の一般的な評価基準を適用します。

①事業の趣旨及び対象分野への適合性

提案内容は事業の趣旨および対象分野に合致していること。かつ当該研究の基盤が整備されていること

②研究代表者の適格性および現在の研究活動

日本および相手国の研究代表者は、提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験（若手研究代表者の場合、潜在能力）を有しており、当該事業での支援期間中に研究交流を円滑に推進できる基盤を有すること。

③研究の有効性及び相乗効果

先導的・独創的であり国際的に高く評価される研究であって、今後の科学技術に大きなインパクトを与え得ること、または国際的共通課題の解決に貢献すること。または革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出への手掛かりが期待できること。

特に、相手国研究者・研究機関の知見・技術・ノウハウの獲得そして活用や、相手国の特徴的な資源および地理的メリットを生かした研究など、相手国研究機関との交流により相乗効果が期待される研究が望ましい。

④研究計画の妥当性

提案された研究構想を実現する上で適切な研究計画であり、また研究費計画であること（相手国研究機関との研究分担を含む）。

⑤交流の有効性及び継続性

持続的な研究交流・ネットワークの強化のために、以下に例示するような取り組みが提案に含まれていること。

- 人的交流を通じた若手研究者の育成
- 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展
- 研究代表者・分担者以外の研究者も含む、相手国と日本のネットワークの拡大
- 相手国における日本の科学技術のプレゼンスの向上

⑥交流計画の妥当性

提案された交流構想を実現する上で適切な相手国研究機関との交流計画であり、また交流費計画であること。

IV-3. 選定の通知

支援プロジェクトの最終決定は2014年8月までに応募者に通知する予定です。

V. 提案採択後の研究代表者の責務

提案が採択された後、研究代表者と研究代表者の所属する研究機関は共同研究の実施や支援費の使用にあたり、以下を遵守してください。

V-1. 進捗報告

V-1.1. e-ASIA JRP 科学諮問委員会への進捗報告

共同研究プロジェクトの代表研究者は毎年度終了後、速やかに研究交流の進捗状況報告書を作成し、e-ASIA JRPの科学諮問委員会へ提出していただきます。

V-1.2. JSTへの進捗報告

日本側研究代表者は毎年度終了後、速やかに研究交流の進捗状況報告を、また研究代表者の所属する研究機関は支援費の経理報告をJSTに提出していただきます。

V-2. 終了報告

V-2.1. e-ASIA JRP 科学諮問委員会への終了報告

共同研究プロジェクトの代表研究者は、国際研究交流期間が終了後、相手国研究者と共同で研究期間内に実施した研究交流の終了報告書を作成し、研究終了後 1 ヶ月以内に e-ASIA JRP 科学諮問委員会へ提出していただきます。

V-2.2. JSTへの終了報告

日本側研究代表者は国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流の終了報告を速やかにJSTに提出していただきます。

この終了報告には、日本側研究グループで共同で作成した全体概要（最大 A4 5 ページ）を含めてください。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付してください。

また、日本側研究代表者の所属する研究機関は支援費の経理報告を終了報告同様研究終了後速やかに JST に提出していただきます。

VI. 問い合わせ

日本側の申請者からのお問合せは、以下にお願いします。



平川 祥子（ヒラカワ ショウコ）、金子恵美（カネコ エミ）

独立行政法人 科学技術振興機構 国際科学技術部

Tel: 03-5214-7375, Fax 03-5214-7379

Email: easiajrp@jst.go.jp

各国の公募実施機関が定める応募資格や支援内容については、各国担当者へ直接お問い合わせください。

1)カンボジア： 保健省（MOH）



Sreng Bun

Chief of Bureau, Communicable Disease Control & Prevention

Department of Communicable Disease Control

Ministry of Health, Cambodia

Tel: (+855)12-852824

E-mail: bun_sreng72@yahoo.com, bunsreng88@gmail.com

2)インドネシア： 科学技術省（RISTEK）



Ms. Tiomega Gulton

Deputy Director for Int'l S&T Network

State Ministry of Research and Technology

Tel: +62 8129383743

E-mail: mega@ristek.go.id

3)ラオス： 保健省（MOH）



Dr. Bouakham Vannachone
M&E officer
PR office
Ministry of Health, Lao P.D.R.
E-mail: bouakham@theglobalfundlao.org

4)ミャンマー： 科学技術省（MOST）



Win Khaing Moe
Acting Director General
Myanmar Scientific and Technological Research Department
Ministry of Science and Technology, Myanmar
Tel: +95-1-663024 / +95-1-664930 / +95-9-5005941
Fax: +95-1-668033 E-mail: winkmoe@gmail.com

Dr. Aye Mon Win
E-mail: frd17309@gmail.com

Department in charge
E-mail: aseanmost@gmail.com

5)ニュージーランド： 保健研究会議（HRC）



Sharon McCook
Group Manager, Research Partnerships
Health Research Council of New Zealand
DDI: 64 9 303 5224 | Fax: 64 9 377 9988
Email: smccook@hrc.govt.nz | www.hrc.govt.nz

6) フィリピン： 科学技術省 (DOST)



Ms. Elenita M. Leus
International Science Relations Officer IV
International Technology Cooperation Unit
Department of Science and Technology
Tel: +632-837-2071
Email: ellen@dost.gov.ph

7) タイ： 国家科学技術開発庁 (NSTDA)



Ms. Sininard Wangdee
International Relations Officer
International Cooperation
National Science and Technology Development Agency
E-mail: sininard.wangdee@nstda.or.th

8) 米国： 国立アレルギー感染症研究所 (NIAID)



Mr. F. Gray Handley
Associate Director for International Research Affairs
National Institute of Allergy and Infectious Diseases
E-mail: handleygr@niaid.nih.gov

9) 米国： 国立がん研究所 (NCI)



Dr. Julie Schneider

Program Director, Center for Global Health, Office of the Director
National Cancer Institute
E-mail: schneidj@mail.nih.gov

e-ASIA JRP プログラムに係る一般的なお問い合わせは、以下にお願いします。



岸田 絵里子 (キシダ エリコ)

e-ASIA JRP 事務局 / 独立行政法人科学技術振興機構シンガポール事務所 Tel:
+65-9851-7304 / +65-6478-9707 Fax: +65-6478-9708
E-mail: e2kishid@jst.go.jp / ekishida@jstsg.org

日本側応募者への応募にあたっての注意事項

本公募は、現在、文部科学省の「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめ(注1)を踏まえて検討されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」「(平成19年2月文部科学大臣決定)及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)等の改正を前提として行うものであり、平成26年度以降に適用されるガイドラインの改正内容等によっては、本公募要件、採択後の委託研究契約書及び委託研究契約事務処理説明書等を変更する場合があります。

(注1): http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/09/1339981.htm 参照。

本項と併せて本事業ホームページおよび「JST 競争的研究資金制度の統一的注意事項」もご覧ください。

JST 国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)

<http://www.jst.go.jp/inter/cooperation/cooperation.html>

JST 競争的研究資金制度の統一的注意事項

<http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>

1 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)上の採択された研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

3 e-Rad からの内閣府への情報提供等

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度等(※1)の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含

む)する他、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※2)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。e-Rad については本別紙の「19 e-Rad を利用した応募方法」をご参照ください。

※ 1 他の具体的な対象の競争的資金制度については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>

その他、平成 25 年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記取り扱いおよび対象制度は変更される場合がありますので、適宜文部科学省およびJSTのホームページでご確認ください。詳しくは<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>を参照してください。なお、これらとは別に最先端研究開発支援プログラム(1,000 億円)及び最先端・次世代研究開発支援プログラム(500 億円)を、平成 25 年度までの競争的資金事業として実施しています。

※2 「府省共通研究開発システム(e-Rad)」とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムのことです。

4 不合理な重複・過度の集中に対する措置

4.1 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合。
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合。
- ・ その他これに準じる場合。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

4.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、そ

の研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※))に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%)に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

4.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.4 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。これらの情報に関して不実記載があった場合は、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

5 研究費の不正使用および不正受給への対応

本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等(共謀した研究者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※1}等を含む、(以下同様))に対して、下記の表の通り、本事業への応募及び新たな参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究費の不正な使用等を行った研究者等については、当該競争的資金制度等において応募資格が制

限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます（不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます）。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成 25 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 24 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容等を、他の競争的資金制度等の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。また、本制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表します。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者等に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。「申請及び参加」とは、新規課題の提案、公募に応募すること、共同研究者として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
3 1 及び 2 以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4 年
4 1 から 3 にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10 年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5 年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2 年

（注）平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題（継続課題を含む）について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正（平成 24 年 10 月 17 日）による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成 24 年 12 月 28 日付で規則改正しました（施行日は平成 25 年 1 月 1 日）。上表の制限期間は、変更後のものです。

特に 2 の項、4 の項及び 6 の項における資格制限期間は、平成 25 年度当初予算以降の事業等（前年度から継続して実施する事業を含む。）の不適正な経理処理等について平成 25 年 4 月 1 日以降、適用します。

※1 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかった

ものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

6 研究活動の不正行為に対する措置

研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会)等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、以下のホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、不正行為が認定された日以降で、その日の属する年度及び以下に定める翌年度以降1年以上 10 年以内の間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10 年
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者	2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

(注)平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成 24 年 10 月 17 日)を機に、他の競争的資金等との適用の共通化を図ることとし、平成 24 年 12

月 28 日付けで規則改正しました(施行日は平成 25 年1月1日)。上表の制限期間は、改正後のものです。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成 25 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 24 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。

7 採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務

7.1 確認文書の提出

提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。
- c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)の履修義務について周知することを約束する。

また、上記 c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(注)本項の遵守事項の確認文書提出および研究倫理教材の履修義務化は、平成 25 年度以降に採択される研究課題に適用されます。

7.2 研究倫理教材の履修義務

参画する研究員等は、研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修することになります。

8 関係法令など研究を進める上での注意事項

8.1 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

【参考】「経済産業省」の安全保障貿易管理ハンドブック(2012年 第6版)

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

【参考】一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

【参考】安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8.2 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約

等(生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認および対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」ホームページ

<http://www.cbd.int/>

8.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下のリンクから見るができます。

【参考】文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

【参考】厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/>

8.4 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

8.5 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

8.6 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

8.7 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

8.8 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

9 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに指定した書式により JST に報告することが必要となります。

10 繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JST では単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄遣いや不正経理の一因となることを考慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています。繰越制度は複数年度契約を締結する大学等を対象とします。

11 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/h25a/keihi_toriatsukai_kubun.pdf

12 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成 22 年 6 月 19 日)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1 件あたり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

13 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく「体制整備について

本公募は、現在、文部科学省の「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめを踏まえて検討されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月文部科学大臣決定)の改正内容を前提として行うものです。

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関には、標記ガイドラインの現行の内容及び改正後の内容について遵守していただく必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。

14 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のホームページにある様式に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Rad を利用してチェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成25年4月以降、別途の機会にチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

具体的なチェックリストの提出方法は以下の文部科学省のホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意:なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。(登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上述のホームページと併せ以下のホームページをご覧ください。)

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

また、本チェックリストは、標記ガイドラインの改正(平成26年2月中を予定)に伴い、平成26年4月以降に新たな様式とすることとしており、再度、新様式による提出を依頼させていただきますので、文部科学省からの周知等に十分御留意下さい。

なお、ガイドラインの改正において「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込む予定としているため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

15 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成6年6月29日法律第78号)、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年6月11日法律第63号)等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

本事業への応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

<参考:主な共用施設・設備等の事例>

○「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設

- ・大型放射光施設「SPring-8」(毎年5月頃、11月頃に公募)

<http://user.spring8.or.jp/>

- ・X線自由電子レーザー施設「SACLA」(毎年5月頃、11月頃に公募)

<http://sacra.xfel.jp/>

- ・大強度陽子加速器施設「J-PARC」(毎年5月頃、10月頃に公募)

<http://is.j-parc.jp/uo/index.html>

- ・スーパーコンピュータ「京」(平成25年度は9月頃に公募予定)

<http://www.hpci-office.jp/>

○先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業(対象27施設)

<http://kyoyonavi.mext.go.jp/>

○ナノテクノロジープラットフォーム(対象25機関)

<https://nanonet.go.jp/>

○低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業(3ハブ拠点、15サテライト拠点)

<http://www.nims.go.jp/lcnet/>

○つくばイノベーションアリーナ(TIA-nano)

<http://tia-nano.jp/>

○創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(4拠点)

<http://p4d-www.genes.nig.ac.jp/index.html>

○ナショナルバイオリソースプロジェクト

16 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター(※)に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※ バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に JST に設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

17 オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。本事業で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

(http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy_openaccess.pdf)

18 JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果(研究開発ツール)について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照いただけますと幸いです。

詳しくは <http://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html> をご覧ください。

19 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。

20 リサーチアシスタント(RA)の雇用について

第 4 期科学技術基本計画に「国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、TA(ティーチングアシスタント)、RA(リサーチアシスタント)など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって『博士課程(後期)在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。』という第 3 期基本計画における目標の早期達成に努める。」とあります。

この趣旨を踏まえ、本事業では博士課程(後期)在学者を本事業の共同研究の RA として雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

RA を雇用する際の留意点

- ・ 博士課程(後期)在学者を対象とします。
- ・ 給与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外(不正)使用と見なされる場合がありますので十分ご注意ください。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給について JST から制限を設けるものではありません。

21 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます。応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(i) **e-Rad 使用にあたる事前登録**

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

① **研究機関の登録**

応募にあたっては、応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② **研究者情報の登録**

本制度に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(ii) **e-Rad への応募情報入力**

システムへの応募情報入力にあたっては、付録(「e-Rad による応募情報入力の方法」)をご参照ください。

① **電子媒体(アップロードする申請書)に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者用マニュアルを参照してください。**

② **アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は 10MB です。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。**

③ **電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューからも行えます。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。**

④ **提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。**

- ⑤応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

(iii) **e-Rad の操作方法**

e-Radの操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(iv) **府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先**

事業そのものに関する問い合わせは国際科学技術部事業実施担当にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)のホームページ及びe-Radのポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせおよび応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 国際科学技術部 事業実施担当 金子・平川	＜お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)＞ easiajrp@jst.go.jp 03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) 受付時間: 10:00～12:00/13:00～17:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始(12月29日～ 1月3日)を除く
e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	0120-066-877(フリーダイヤル) (受付時間帯) 午前9:00～午後6:00※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

- 国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)ホームページ:
<http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/index.html>
- e-ASIA 共同研究プログラム(e-ASIA JRP)ホームページ:
<http://www.the-easia.org/jrp/> (英語のみ)
- e-Rad ポータルサイト:<http://www.e-rad.go.jp/>

(v) **e-Rad の利用可能時間帯**

(月～日)0:00～24:00(24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトに予めお知らせします。

22 応募に際してよくある質問

応募に関し、主な Q&A を以下にまとめています。

応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。	必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。
年齢等の応募資格の制限はありますか。	年齢制限はございません。
日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。	日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。
JST のさがしげ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。	本公募へ応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整などを行う場合がございます。
内閣府の最先端・次世代研究開発支援プログラムで研究を実施している場合でも、本公募に応募することができますか。	平成 25 年 4 月に方針が改訂され、可能となりました。
戦略的国際科学技術協力推進事業または国際科学技術共同研究推進事業に既に採択されている場合、今回新たに応募することはできますか。	本公募における支援期間が同一相手国・同一研究領域で既に支援されている課題の支援期間と重なる場合は応募できません。 それ以外の場合応募することは可能ですが、採択候補となった場合には研究費の減額や研究計画の調整を行う場合がございます。

23 JST の男女共同参画への取り組みについて

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第 3 期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第 4 期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で 25% という第 3 期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に 30% まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の 1 つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこ

と」を掲げています。新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
中村 道治

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在 14.0%（平成 23 年度末現在。平成 24 年科学技術研究調査報告（総務省）より）といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続していった欲しいと思います。

JST では、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案に応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JST では、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています（※）。

この機会に JST の事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていっていただければ、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監
小舘 香椎子（日本女子大学名誉教授）

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。

詳しくは JST 男女共同参画ホームページ（<http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html>）をご覧ください。

応募手順

■ 応募前の注意事項

応募の前に、必ず所属研究機関および研究者が府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録済みであることを確認してください。

本公募への応募は、e-ASIA JRP 事務局への提案書の送付に加え、e-Rad を通じた応募書類の提出の両方が必要です。

e-Rad を使用するには、所属する研究機関及び研究者の事前登録が必要です。

未登録の場合は、e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照し、速やかに登録し、ログイン ID、パスワードを取得してください。

■ 本公募の締切

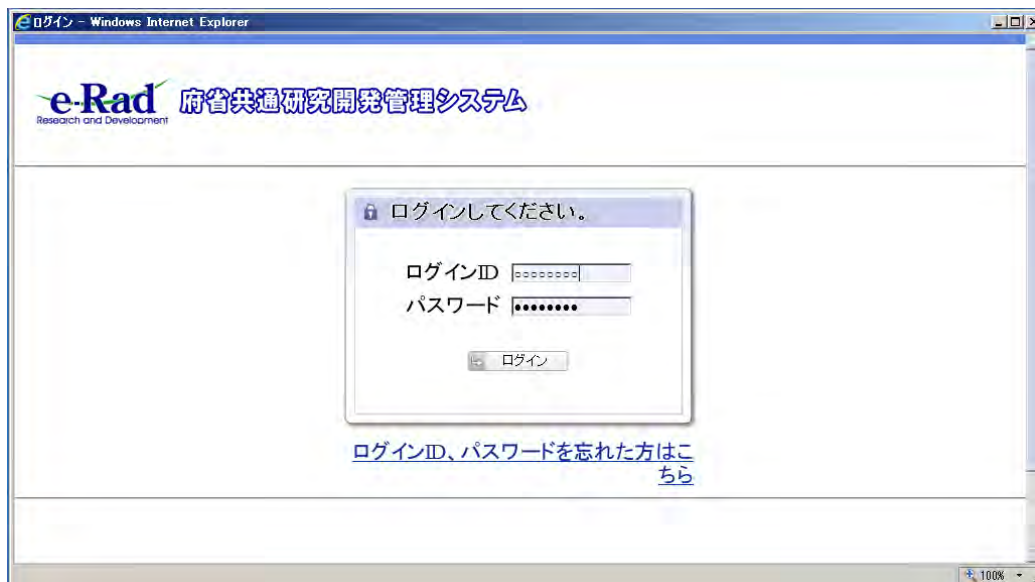
2014 年 3 月 15 日 17:00 厳守

■ 申請書様式のダウンロードと応募方法

1. e-Radにログインする	2
2. 応募する公募名を探す	3
3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする	4
4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する	5
5. 応募情報の入力と応募書類のアップロード	6
6. 応募状況を確認する	18

1. e-Rad にログインする

e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) にアクセスします。
ログイン ID、パスワードを入力し、e-Rad へログインしてください。



2. 応募する公募名を探す

研究者向けトップ・メニュー画面の「公開中の公募一覧」をクリックします。



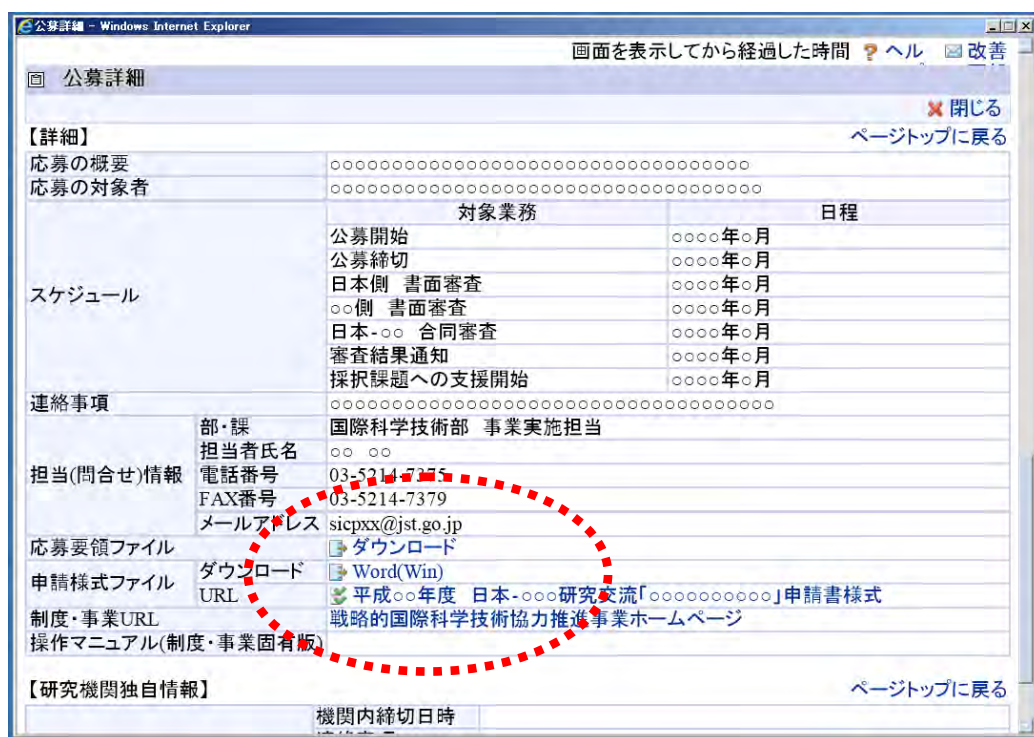
※ 見つからない場合は、検索画面で「国際科学技術共同研究推進事業」を入力して検索できます。

3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする

応募する公募名の「詳細」のボタンをクリックします。



「公募詳細」画面で、公募情報の詳細内容を確認し、公募要領と申請書様式をダウンロードしてください。



4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する

本公募への応募にあたっては、e-Radへの直接入力に加え、PDF形式に変換した申請書ファイルのe-Radへのアップロードが必要です。

ダウンロードした公募要領、申請書様式に従って、申請書を作成します。

e-Rad にアップロードできる申請書は、

10MBまでのPDF形式 1 ファイルのみ
(パスワードは設定しないでください)

です。

また、やむを得ずファイルが 10MB を超えてしまう場合は、国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。

申請書のPDF形式への変換は、e-RadのPDF変換画面でも行うことができます（Word、一太郎形式のみ）。操作方法は、[18 ページ「e-RadによるPDF変換の操作方法」](#)を参照してください。

5. 応募情報の入力と応募書類のアップロード

「公開中公募一覧」画面で応募したい公募名の「応募情報入力」をクリックします。



「応募条件」画面に表示された注意事項を確認し、「承諾」をクリックします。



《ポイント：応募情報登録操作ボタンの説明》



応募情報の入力では、画面上部の操作ボタンが使用できます。
ボタン機能を以下に示します。

操作ボタン機能	
一時保存	作成途中に入力内容の保存を行います。 e-Rad は、ログイン後、一定時間（30 分）が経過すると接続が切断されます。適宜、一時保存してください。
確認	入力内容の確認を行います。 全ての項目の入力が完了したら、応募情報を確認してください。
以前の課題をコピーする	過去に作成した応募/採択課題の情報をコピーします。
入力チェック	入力内容のチェックを行うことができます。
提案書プレビュー	現在の入力内容で応募内容提案書 PDF を生成し、入力内容がどのように PDF で表示されるのかを確認できます。
戻る	「応募条件」画面に戻ります。

①研究開発課題名を入力します

「研究開発課題名」を**日本語**で入力します。

The screenshot shows the 'e-Rad' application interface. The 'Research Development Topic Name' field is highlighted with a red dashed box. The form includes fields for 'Public Year / Public Name', 'Researcher ID', 'Researcher Number', 'Research Institution', 'Department', 'Position', 'Name', 'Researcher Name', 'Gender', 'Date of Birth', and 'Email Address'. The 'Research Development Topic Name' field is currently empty, and the 'Researcher ID' field contains '201x年度 / 平成xx年度 日本-xxx研究交流「xxxxxxxxxx」'.

②登録されている研究者情報を確認します

「代表者情報確認」に表示された研究者情報が応募者自身であることを確認してください。

The screenshot shows the 'e-Rad' application interface. The 'Researcher Information Confirmation' section is highlighted with a red dashed box. This section displays the researcher's information, including 'Researcher Number', 'Research Institution', 'Department', 'Position', 'Name', 'Researcher Name', 'Gender', 'Date of Birth', and 'Email Address'. The 'Researcher Number' field contains '20000044', and the 'Research Institution' field contains '独立行政法人科学技術振興機構'.

※ e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合、申請書類の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。研究機関に所属していない方は、「e-Rad ヘルプデスク」に連絡してください。

③「共通項目」を入力します

「共通項目」ボタンをクリックします。

研究者番号: 20000044

研究機関名(必須): 独立行政法人科学技術振興機構

部署: 〇〇〇〇部

職階: その他

職名: その他

研究者氏名: 漢字: 科学 太郎, フリガナ: カガク タロウ

性別: 男

生年月日: 2013年4月1日

メールアドレス: 〇〇〇〇〇@jst.go.jp

「共通項目」画面を表示し、必須事項を入力します。

研究期間(必須): (開始) 年度 から (終了) 年度

研究分野(主):

- 細目名(必須): キーワード1(必須), キーワード2, キーワード3, キーワード4, キーワード5, その他キーワード1, その他キーワード2
- 研究分野(副): キーワード1(必須), キーワード2, キーワード3, キーワード4, キーワード5, その他キーワード1, その他キーワード2

研究目的(必須):

研究概要(必須):

《ポイント：「共通項目」 必須項目入力時の注意点》

◆ 研究期間

公募要領に従って、研究期間を**西暦**で入力します。
(例：2013 年度から 2016 年度（研究終了年度）)

◆ 研究分野（主）

ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。

◆ 研究分野（副）

ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。

◆ 研究目的

研究目的を**日本語 150 字程度**で入力してください。

◆ 研究概要

研究目的を含めた概要を**日本語 800 字程度**で入力してください。

④「個別項目」を入力します

「個別項目」ボタンをクリックして、入力欄を表示させます。
別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」を読み、各項目で説明されている注意事項等に則った応募であることを確認します。
確認が済んだら、「確認しました」を選択します。

科学 太郎 e-Rad

画面を表示してから経過した時間 ? ヘルプ 改善

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 201x 年度 / 平成○○年度 日本-○○研究交流「○○○○○○○○○○」

課題ID / 研究開発課題名(必須) / ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究開発計画書添付		

本研究交流課題募集の公募要領に別紙として付された「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」を読み、各項目で説明されている注意事項等に則った応募であることを確認しましたか？ (必須)

確認しました。

⑤「応募時予算額」を入力します

「応募時予算額」ボタンをクリックし、「応募時予算額」の入力欄を表示させます。

日本側チーム全体の総額研究費（直接経費、間接経費）を年度ごとに千円単位で
 入力します。千円以下は切り捨てます。
 直接経費の総額が 3 年間で 24 百万円以下かつ間接経費は各年度で直接経費の
 30%となるよう入力してください。

府立共通研究開発システム(e-Rad) - Windows Internet Explorer

ホーム ログアウト 科学 太郎 e-Rad

画面を表示してから経過した時間 ヘルプ 改善

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2013年度 / 平成○○年度 日本-○○研究交流「○○○○○○○○」

課題ID / 研究開発課題名(必須) / ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募-受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブでは、この応募課題の年度ごとの予算額の登録を行います。
 (単位: 千円)

直接経費	上限	XXXXXXXX
	下限	1
間接経費	上限	0(直接経費の10%)
	下限	-

※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。

※ 上限額を設定しない公募の場合には便宜上「999,999,999」、下限額を設定しない公募の場合には便宜上「1」と表示されます。
 対象の公募の公募要領等を参考に記入してください。

(単位: 千円)

		2014年度	2015年度	2016年度	合計
直接経費	物品費 (必須)				0
	人件費・謝金 (必須)				0
	旅費 (必須)				0
	会議費 (必須)				0
	その他 (必須)				0
	小計	0	0	0	0
間接経費	直接経費×10...				0
合計		0	0	0	0

⑥研究組織情報を入力します

「研究組織情報」ボタンをクリックして、研究組織情報の入力欄を表示します。

本応募に関する**研究代表者の情報**を入力します。

共同研究グループがある場合はその研究組織情報を入力します。「追加」ボタンをクリックしてグループ数分の入力欄を追加します。主たる共同研究者（各共同研究グループのリーダー）の氏名、所属研究機関を入力してください。研究代表者は主たる共同研究者から研究者番号、所属研究機関コードを入手してください。

府省共通研究開発管理システム(e-Rad) - Windows Internet Explorer

ホーム ログアウト 科学 太郎

画面を表示してから経過した時間 ヘルプ 改善

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

(単位:千円)

応募時予算額	初年度予算額 ※1	このタブでの入力額	差額(未入力額) ※2
直接経費	39,999,996	0	39,999,996
間接経費	9,999,999	0	9,999,999

※1「初年度予算額」は、「応募時予算額」タブの1年目に入力されている金額情報です。
 ※2「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。
 [差額(未入力額)]=[初年度予算額]-[このタブでの入力額]

上へ移動 下へ移動 削除

選択	研究者検索	最新情報への更新	役割	研究者番号	研究機関	機関 ※3 (必須)	専門分野 (必須)	直接経費(千円) ※4 (必須)	間接経費(千円) ※4 (必須)	エフォート (%) (必須)	閲覧・編集権限
				氏名(漢字) 氏名(カナ)		部局 職階 役職	学位 役割分担 (必須)				
			研究代表者	20000044 (姓) 科学 (名) 太郎 (姓) カガク (名) タロウ	独立行政法人科学技術振興機構 テスト部 その他 その他		博士				
			研究分担者								

追加 上へ移動 下へ移動 削除

※3 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関の研究者として登録を行うのかを選択
 ※4 各金額欄には研究組織の各メンバーが研究期間1年目に使用する金額を入力します。各タブの研究期間初年度の金額と同じである必要があります。(合計額は画面上部の「このタブ」)

《ポイント：「共通項目」必須項目入力時の注意点》

◆ 直接経費／間接経費

初年度の予算額を直接経費、間接経費に分けて**千円単位**で入力します。

千円以下は切り捨てます。共同研究グループについても、研究代表者グループ同

様に全研究期間の研究費総額を、直接経費、間接経費に分けて千円単位で入力してください。

「,(コンマ)」は自動的に挿入されます。

「正しい値を入力してください。」というエラーがでた場合は、「,(コンマ)」が含まれていないか確認してください。

◆ 専門分野

研究代表者および研究分担者の専門分野を**最大 50 字**で入力します。(全半角混在可能)

◆ 役割分担

研究代表者の役割分担は「**研究代表者**」と入力します。

研究分担者の役割分担は「**研究分担者**」と入力します。

◆ エフォート率

対象の研究者がこの研究を実施するにあたって必要となる「エフォート」を入力します。

エフォートとは、研究者の年間の全仕事時間（研究活動のみならず、教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合に、この研究の実施に必要な配分率(%)を指します。

主たる共同研究者についても主たる研究代表者が本研究に割くエフォート率を入力してください。

⑦応募・受入状況を確認します

「応募・受入状況」ボタンをクリックし、「応募・受入状況」画面を表示します。e-Rad 上に登録されている研究者の採択状況/応募状況が自動的に表示されます。表示内容が正しいか確認します。

応募情報修正
一時保存 確認 以前の課題をコピーする
入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2013年度 / 平成25年度 日本-研究交流「」
課題ID / 研究開発課題名(必須) 13000068 /

代表者情報検索	共通項目	個別項目	応募済手続	研究組織検索
応募・受入状況	寄付プログラムの研究	研究組織内研究		

このタブでは、各研究者の採択状況/応募状況の確認を行います。これらの情報はe-Rad上に登録されている各研究者の情報を自動的に取得して表示しています。
*この画面で以下の情報を編集することはできません。エフォートの修正を行いたい場合にはメニューの「応募/採択状況(エフォート管理)」, 採択課題情報の修正はメニューの「採択課題管理」から変更申請を行ってください。

研究者氏名	配分機関名	公募名	役割	研究期間	金額(千円)	エフォート(%)
科学 太郎	事業名	研究開発課題名		開始年度~終了年度		
本応募での役割 研究代表者						
採択状況						
e-Rad	配分機関名	公募名	役割	研究期間	金額(千円)	エフォート(%)
公募	事業名	研究開発課題名		開始年度~終了年度		
応募状況						
e-Rad	配分機関名	公募名	役割	研究期間	金額(千円)	エフォート(%)
公募	事業名	研究開発課題名		開始年度~終了年度		

《ポイント：「研究組織内連絡欄」は入力不要》

⑨入力情報を確認します

入力が完了したら、「提案書プレビュー」ボタンをクリックします。

「処理中・・・」画面が表示され、これまでに入力した応募情報とアップロードした申請書ファイルを結合し、自動的に PDF ファイルを生成します。

正しく表示されていることを確認し、PDF 画面を閉じます。

[illegible]

応募情報登録画面の「確認」ボタンをクリックします。

[illegible]

「応募情報登録確認」画面が表示されます。

不備がなければ、「実行」をクリックして応募書類を JST へ提出します。

※提出前にご注意ください

JSTへ提出した時点で応募書類の修正はできなくなります。
 e-Radでの応募に加え、プレ提案書をe-ASIA JRP事務局へメールで提出し
 てください。メール送付先は、公募要領でご確認ください。

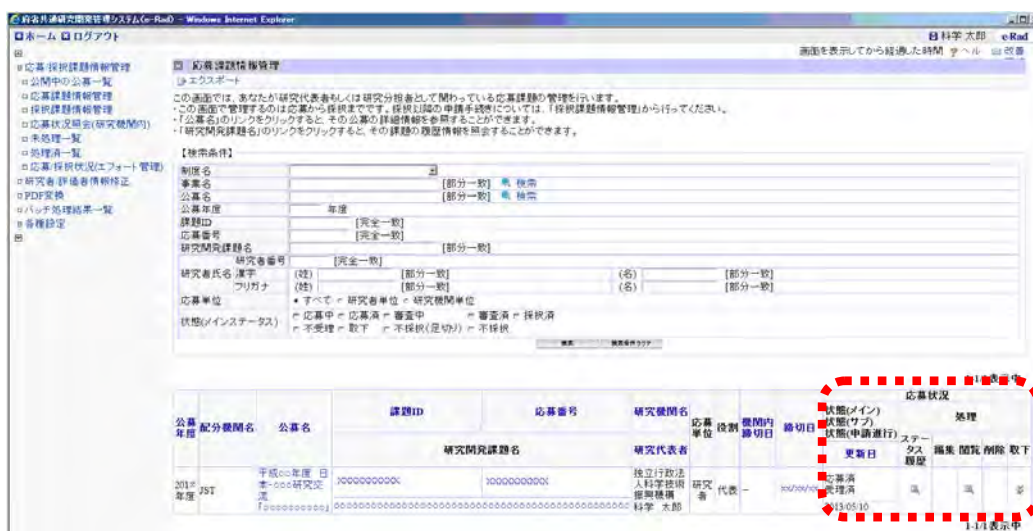
提出期限：2014年3月15日 17:00 厳守

6. 応募状況を確認する

研究者向けトップ・メニュー画面の「応募課題情報管理」をクリックします。



「応募課題情報」画面を表示します。



提出締切日時までに受付状況が「配分機関処理中」となっていない応募書類は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad ヘルプデスクまで速やかに連絡してください。

公募期間終了後、応募書類に不備がないこと、応募要件を満たしていること、e-ASIA JRP 事務局へも応募がなされていることを確認したうえで、応募が正式に受理されます。

正式に受理されると、応募情報のステイタスが、「受理済」に変わります。

以上で、応募完了です。

補足

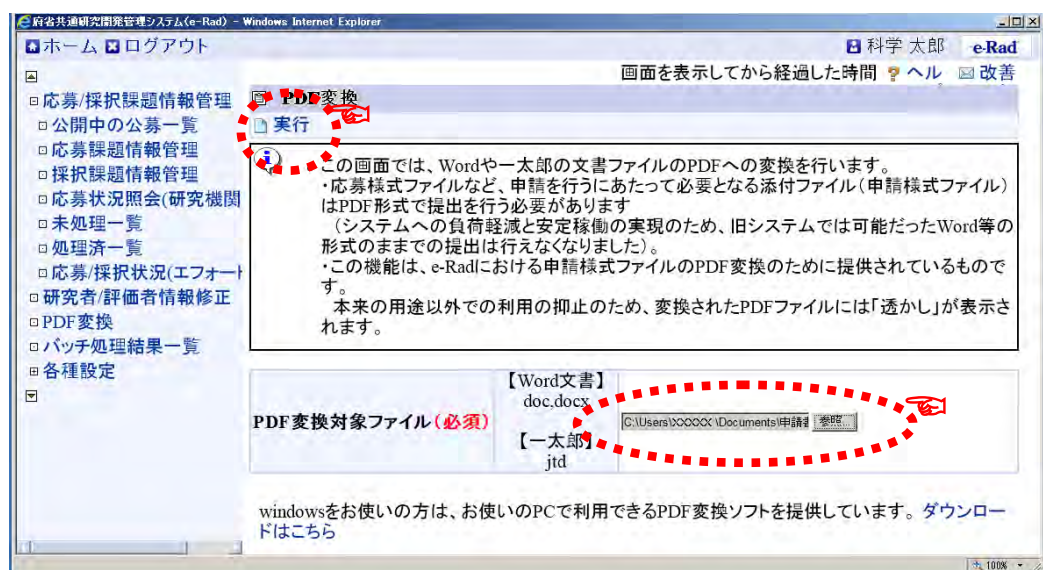
申請書(アップロードする電子媒体)の PDF 形式への変換は、e-Rad の PDF 変換画面でも行うことができます (Word、一太郎形式のみ)。

【e-Rad による PDF 変換の操作方法】

e-Rad トップ画面から、「PDF 変換」を選択します。

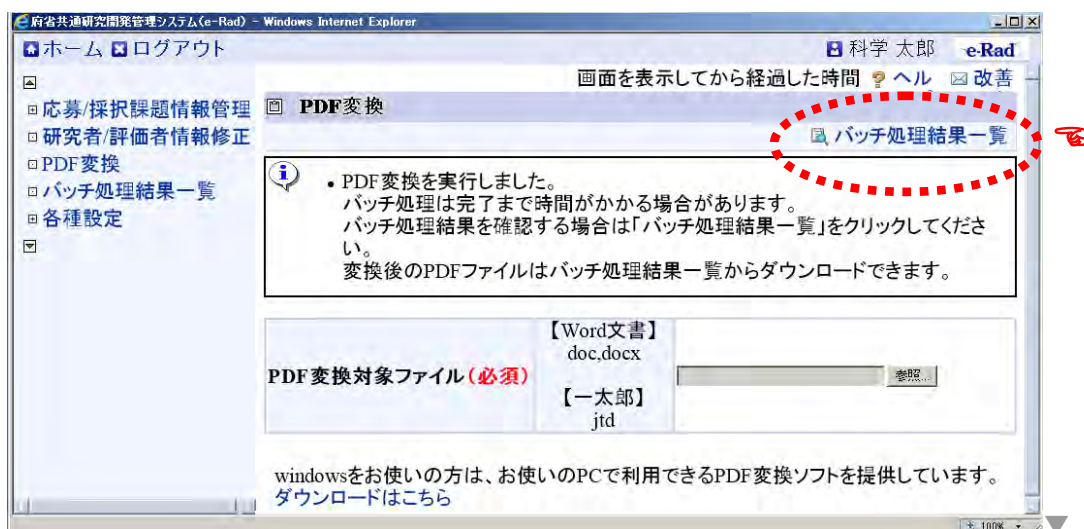


「PDF 変換対象ファイル」ボックスで、変換したいファイルを指定し、「実行」ボタンをクリックします。

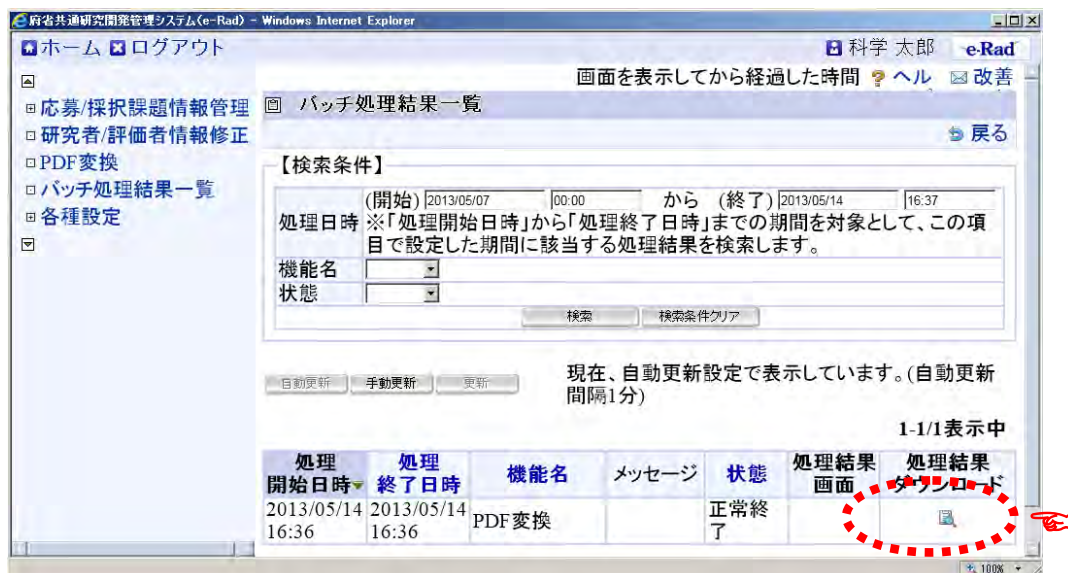


※ 申請書の元ファイル（Word、一太郎）に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。

PDF 変換が完了しました。変換された PDF ファイルは、「バッチ処理結果一覧」画面から、確認できます。



バッチ処理結果一覧の「処理結果ダウンロード」ボタンをクリックし、変換されたPDFの確認をします。



間違いがなければ、ダウンロードした PDF ファイルを、保存して完了です。